定量的な開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項

■単体

（単位：百万円、％）

		2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		22,071	22,773
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,897	1,881
うち、利益剰余金の額		20,224	20,945
うち、外部流出予定額（△）		37	37
うち、上記以外に該当するものの額		△ 12	△ 16
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		399	456
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		399	456
うち、適格引当金コア資本算入額		-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額	（イ）	22,470	23,230
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		155	153
うち、のれんに係るものの額		-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		155	153
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		-	-
適格引当金不足額		-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-	-
前払年金費用の額		-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額	（ロ）	155	153
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））	（ハ）	22,315	23,076
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額		151,059	155,609
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	-
うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た数			-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		6,682	6,887
フロア調整額			-
リスク・アセット等の額の合計額	（ニ）	157,742	162,497
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		14.14%	14.20%

※自己資本比率算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。